

○大雪消防組合コミュニティ消防センター 設置条例

〔平成26年4月1日〕
〔条例第1号〕

（目的）

第1条 この条例は、地域住民の防災意識の向上及び安全対策に寄与するため、大雪消防組合に設置するコミュニティ消防センター（以下「消防センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 消防センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

（管理運営等）

第3条 消防センターの管理運営等は、大雪消防組合が行う。

（使用時間）

第4条 消防センターの使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（使用団体等）

第5条 消防センターを使用できるものは、次のとおりとする。

- （1）町及び行政機関
- （2）消防団
- （3）行政区
- （4）消防後援会
- （5）前各号に掲げるもののほか、管理者が適当と認める地域の団体等

（使用の承認）

第6条 消防センターを使用するもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、管理者は、管理上必要な条件を付することができる。

（承認の取消し）

第7条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止させ、許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- （1）使用の承認の内容と異なるとき。
- （2）この条例及び規則に違反したとき。
- （3）公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- （4）その他、管理上不適当と認められるとき。

（原状回復の義務）

第8条 使用者は、消防センターの使用を完了したときは、速やかに原状回復しなければならない。

第3編 行政一般（大雪消防組合コミュニティ消防センター設置条例）

（使用料）

第9条 消防センターの使用料は、無料とする。

（損害賠償）

第10条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、建物及び備品等をき損又は亡失したときは、管理者の指示する方法で損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

（施行規定）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前までに、上川中部消防組合コミュニティ消防センター設置条例（平成7年上川中部消防組合条例第3号）の規定により承認された消防センターの使用に関しては、この条例により承認されたものとみなす。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
北星コミュニティ消防センター	当麻町北星1区
東園コミュニティ消防センター	比布町北2線13号
蘭留コミュニティ消防センター	比布町北9線14号
比布コミュニティ消防センター	比布町北町1丁目3番26号
協和コミュニティ消防センター	愛別町字協和1168番地